

## 大分県の消費生活の向上をバックアップ

### LECが「大分県消費生活専門相談員資格取得支援講座業務」を受託!

各種資格・国家試験の総合スクール東京リーガルマインド(LEC)は、このたび、大分県消費生活専門相談員資格取得支援講座業務を受託し、6月14日より、座学研修および通信教育講座を開講いたしました。

#### 消費生活専門相談員とは?

国民生活センターや消費生活センターなどで、商品や契約に関する苦情や相談など、消費生活相談業務を行う相談員を養成するために、1991年度から実施されている公的資格制度。

消費生活専門相談員の資格者になるには、独立行政法人国民生活センター資格制度事務局が行う消費生活専門相談員資格試験に合格する必要があります。資格認定の有効期間は5年間であり、所定の手続きにより更新することができます。

※ 消費生活専門相談員資格制度とは、国・地方公共団体等が行う消費生活相談業務に携わる相談員の資格を認定する制度です。

※ 本講座は、消費生活相談員資格の取得を支援する講座であり、資格取得の確約や就職を保証するものではありません。

#### ◆ 大分県の消費者被害の救済や消費生活の向上を支援

近年、情報化の進展や商品の多様化により、製品事故・悪質商法など、消費生活を脅かす問題が多発しており、身近な相談窓口で相談できる体制の整備が求められています。

この体制整備の一環として、大分県内において消費生活専門相談員として従事する意欲がある人などに対して、県内2会場で消費生活相談員資格取得支援講座を実施します。

LECでは、創業30年以來の国家資格・各種検定の受験指導のほか、失業・雇用支援におけるジョブカフェ・職業訓練・委託訓練・職業紹介事業・求職活動支援等に取り組んで培ったノウハウを活かし、大分県における消費生活相談を担える人材の養成に努めてまいります。

#### ■ 講座概要

講座名	消費生活相談員資格取得支援講座
対象者	・大分県内に在住の方。 ・原則、全10回の講義を受講できる方。 ・今年度の消費生活専門相談員【主催:(独)国民生活センター】の資格試験を受験する予定の方。
受講料 教材費	無料(但し、会場までの交通費・駐車料金は、自己負担。)
会場	下記、3会場で開催いたします。 【佐伯会場】 佐伯市保健福祉総合センター和楽(佐伯市向島1-3-8) 【中津会場】 中津市教育福祉センター(中津市沖代町1-1-11) 【日田会場】 日田市中央公民館(日田市上城内町2-6)
日時・回数	【佐伯会場】6/14(金)、6/28(金)、7/5(金)、7/19(金)、8/2(金)、8/16(金)、8/23(金)、8/30(金)、9/6(金)、9/20(金) 【中津会場】6/15(土)、6/29(土)、7/6(土)、7/20(土)、8/3(土)、8/17(土)、8/24(土)、8/31(土)、9/7(土)、9/21(土) 【日田会場】6/16(日)、6/30(日)、7/7(日)、7/21(日)、8/4(日)、8/18(日)、8/25(日)、9/1(日)、9/8(日)、9/22(日) 全10回 各回10:00~15:00(4時間程度)
定員	各会場20名(定員超過の場合書類選考)

※カリキュラムは現時点での予定になります。

**【座学研修】**

回	佐伯会場	中津会場	日田会場	研修テーマ
第1回	6/14(金)	6/15(土)	6/16(日)	試験対策および消費者問題 論文対策のいろは
第2回	6/28(金)	6/29(土)	6/30(日)	民法の基礎知識
第3回	7/5(金)	7/6(土)	7/7(日)	民法の基礎知識
第4回	7/19(金)	7/20(土)	7/21(日)	消費者契約法
第5回	8/2(金)	8/3(土)	8/4(日)	特定商取引法
第6回	8/16(金)	8/17(土)	8/18(日)	割賦販売法
第7回	8/23(金)	8/24(土)	8/25(日)	個人情報保護、情報通信サービス 表示に関する規制・製品安全
第8回	8/30(金)	8/31(土)	9/1(日)	食品、衣料、住宅に関する法律知識
第9回	9/6(金)	9/7(土)	9/8(日)	訴訟と調停・多重債務問題 経済と金融保険に関する知識
第10回	9/20(金)	9/21(土)	9/22(日)	模擬試験

カリキュ  
ラム

**【通信教育】**

回数	実施予定日	研修テーマ	内容
第1回	6月10日	消費者関連法規、民法、消費者契約法	第1回は全体の学習範囲における基礎となる消費者関連法規および民法、消費者契約法を中心に 出題し、座学研修とあわせて解答を進めることにより知識の定着を図ります。
第2回	7月25日	特定商取引法、割賦販売法	出題のメインとなる特定商取引法、割賦販売法について重点的に学習することにより、得点力を飛躍的に高めます。
第3回	8月20日	個人情報保護に関する知識、情報通信サービスに関する知識、製品安全に関わる法律の知識、表示に関する規制、食品に関する知識、衣料に関する知識、住宅に関する知識、訴訟と調停に関する法律、多重債務問題に関する法律、経済と金融保険に関する知識	範囲が広きにわたる知識問題を要領よく身につけていただくため、必ず押さえておくべき頻出問題を出題します。研修時間の都合上駆け足で学ぶことになる分野について、なるべく取りこぼしを少なくして合格に近づけるような工夫をしております。

\*\*\*\*\*

本件に関するお問い合わせ LEC東京リーガルマインド 大分本校  
取材に関するお問い合わせ LEC東京リーガルマインド 総務課

TEL:097-540-5801  
TEL:03-5913-6220